〇総務省令第五十三号

電 波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)第三十八条の規定に基づき、 無線設備規則の一 部を改正する省

令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四節の二十九 = GHz 帯 の周波数 の電波を使用する陸上 移動 局 の無線設備 (第四十九条の三十

)」を 「第四節の二十九 二三温帯 \mathcal{O} 周波数 の電波を使用する陸上 移動 局 \mathcal{O} 無線設備 (第四十九条の三十

第四節の三十 四○○囮帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 (第四十

に改める。

九条の三十二)」

第四章第四節の二十九の次に次の一節を加える。

第四節の三十 四〇〇��帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線 局 の無線設備

第四十九条の三十二 電気通信業務を行うことを目的として開設され た基 地局 又は陸上 |移動| 局のうちデジタ

ル方式を使用するものであつて、四一七・五㎞を超え四二○㎜以下又は四五四・九一二五㎞を超え四五七

・三六二五凪以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、 次に掲げる条件に適合するものでなけれ

ばならない。

通信方式は、 四一七・五凪を超え四二〇凪以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合に

あつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、 四 五 四 九一二五 LLを超え四五七・三六二五

MHz 以下 -の 周 波 数の 電 波を使用する無線局 の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周

波数分割複信方式であること。

二 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

三 空中線電力は、四〇ワット以下であること。

兀 送信空中線は、 その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が三○○ 血の場合

割当 周 波 数から三〇〇 kHz 離 れ た周 茂数の (\pm) 一 四 · 五 kHz の帯域内に輻射される電力が、 搬送波

電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャネル間隔が六〇〇趾の場合

割当周波数から六〇〇趾離れた周波数の(±)二八五趾の帯域内に輻射される電力が、 搬送波電力

より三七デシベル以上低い値であること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2 公共業務を行うことを目的として開設され た基 地 局 又は陸・ 上 移動局 のうちデジタル方式を使用する ŧ Ō

で あつて、 四一 七 • 五. MHz を超え四二〇m 以下 文は四 五 兀 · 九 一 二 五 MHzを超え四五 七・三六二五 MHz 以下 \mathcal{O} 周

波数の電波を使用するもの 0 無線設備は、 次に掲げる条件に適合するものでなけ ればなら ない。

通信方式は、 四一七・五 呱を超え四二○呱 以下の周波数の電波を使用する無線局 の無線設 備 の場合に

あ つては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、 四五四 ・九一二五凪を超え四五七・三六二五

MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多元接続方式を使用する周

波数分割複信方式であること。

変調・ 方式 は、 兀 相 位 相 変調、 一六値直交振 低幅変調 又は六四値直交振幅変調であること。

三 空中線電力は、一〇ワット以下であること。

兀 送信空中線は、 その絶対利得が一二デシベル以下であること。

五 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が一五○趾の場合

割当周 波数から 一 五. ○ kHz 離 れ た周 周波数の (±) 六二・五趾の帯域内に輻射される電力が、 搬送波電

力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャネル間隔が三〇〇 曲の場合

割当周 波数から三〇〇㎞離れ た周波数の(±)一二五趾の帯域内に輻射される電力が、 搬送波電力

より三七デシベル以上低い値であること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第五十七条の三の二第一項ただし書中 「航空局」の下に 「、基地局 (第四十九条の三十二に定めるものに

限る。)、 陸上移動局 (同条に定めるものに限る。)」を加える。

別表第一号の表注18中 団 定局」の炎以「及び第49条の32に定める基地局又は陸上移動局」 を加える。

別表第二号に次のように加える。

第71 第49条の32に定める基地局又は陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4

H での規定にかかわらず、次のとおり指定する。 この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示す

 $_{\circ}^{\circ}$

- 第49条の32第1項の無線設備
- (1) チャネル間隔が300kHzのもの 285kHz
- (2) チャネル間隔が600kHzのもの 570kHz
- 第49条の32第2項の無線設備

0

- (1) チャネル間隔が150kHzのもの 125kHz
- (2) チャネル間隔が300kHzのもの 250kHz

附則